

紋別地区消防組合消防署 滝上支署 庁舎建設基本構想



令和4年 8月

紋別地区消防組合消防署 滝上支署

目 次

第1章 基本構想策定の背景について

- 1 基本構想策定の趣旨 1
- 2 基本構想の位置づけ 1

第2章 消防行政の現状と課題

- 1 消防行政の現状 2～5
- 2 消防行政の課題 5～7
- 3 庁舎整備の必要性 8～9

第3章 解決策の検討

- 1 消防庁舎に求められる機能 10
- 2 移転建替えの検討 11

第4章 庁舎整備方針

- 1 基本方針 12
- 2 基本的機能 12～14
- 3 施設規模 15
- 4 候補地選定 15
- 5 事業費及び財源 15
- 6 建設スケジュール 15

第1章 基本構想策定の背景について

1 基本構想策定の趣旨

紋別地区消防組合は、昭和48年4月1日、1市3町1村（紋別市、滝上町、興部町、西興部村、雄武町）をもって発足以来、本年で49年を迎え、この間、組織改革をはじめ、制度、人員、施設、装備等の消防力の充実強化を進め、地域住民の安全・安心の確保に努めてきたところであります。

しかしながら、近年、消防行政を取り巻く環境は、少子高齢化の急速な進行に伴う人口減少により、財政状況が厳しさを増す一方、全国各地で地震、台風、さらには集中豪雨等の局地的な自然現象による災害が数多く発生し、これら自然災害や火災及び救急事故などからの被害を軽減し、地域住民の安全・安心を確保するためには、さらなる消防力の充実、強化が必要であり、社会環境の変化に即応した地域における防災拠点施設の整備が課題となっております。

滝上町は、自然災害が比較的少ない地域であります。平成30年9月6日に発生した北海道胆振東部地震によって北海道全域で大規模停電が起こり、今までに経験したことが無いような事態となりました。

こうした状況の中、その中核とする現在の滝上消防庁舎は（以下「消防庁舎」という。）は、昭和53年に建設されてから令和4年で44年が経過し、庁舎全体の老朽化が進むと同時に、職員の増員や新たな消防車両の導入、車両の大型化、資機材の増加等による消防需要の変化に伴い車庫等が狭隘化しており、さらに、昭和56年の新耐震基準が施行される以前の建物であるため、令和3年度に耐震診断業務委託を実施し、地震災害による防災拠点施設としての役割を適切に果たせない恐れがあることから、このような状況を早急に改善すべく、庁舎整備を図る必要があります。

以上のことから、防災活動拠点となる消防庁舎及び滝上消防団本部・第1分団・第2分団詰所を併設した消防庁舎を早急に整備することとし、平常時においては防災に関する研修や教育の場として防災教育を行い、災害時には消防活動の拠点とするため、「紋別地区消防組合消防署滝上支署庁舎建設基本構想」をここに策定するものであります。

2 基本構想の位置づけ

消防庁舎を整備するための基本構想の策定にあたっては、「滝上町地域防災計画」や「滝上町総合計画」などの各種計画に掲げる諸施策の具現化を目指す必要があります。本構想は、これら関連計画に対する整合性を踏まえ、諸条件を十分に検証、整理するものとして位置づけられます。

第2章 消防行政の現状と課題

1 消防行政の現状

(1) 滝上町を巡る地勢

滝上町は、北海道北東部オホーツク管内の北西内陸部に位置し、北に西興部村・西に土別市・南に上川町、遠軽町・東に紋別市の2市2町1村に隣接しております。町域は、北東から南西まで44.4km、南東から北西まで27.8kmと、管内4番目の766.89km²の広大な面積を有する、人口約2,400人の街であります。

地形については、北見山脈の中にあり、三方を山に囲まれ中央を渚滑川が流れ、流域は南西部が高く、北東に向かって低い狭長平坦地であります。その中央部には、オシラネツ川・サクルー川の支流が注ぎ、天塩川を源とする渚滑川が紋別市を経てオホーツク海に流出しており、流域一帯は農耕適地となっております。

気候については、オホーツクの気象圏にあるが、周囲を山に囲まれ直接の影響を受けることは少なく、盆地的、大陸型的気象条件となっており、寒暖の差が著しく、降水量及び降水日数は少なく、日照時間が短い気象傾向にあります。

地震被害については、これまで甚大な被害をもたらすような災害は発生していないが、北海道胆振東部地震を教訓に、今後の災害に備え迅速かつ適切に対応できるよう、防災・減災対策の充実・強化が必要不可欠な状況であります。

(2) 消防庁舎の現況

区分	土地	建物		建築年月
	地積 (㎡)	構造	延面積	経過年
滝上支署	滝上町所有	鉄筋コンクリート造2階	622.28	S53.11
	1,071.09			44年

昭和53年に建設された現消防庁舎は、本年で44年が経過します。この間、職員の増員による事務室及び整備車両の大型化などにより、車庫が狭隘となっているところであります。

また、携帯電話の普及や通信技術の進歩に伴い、逼迫した電波環境を改善する電波法改正により、平成25年度に消防救急デジタル無線の整備を実施し、平成26年3月1日より本運用を開始するなど、消防の高度化に対応するため施設整備等を行っております。

しかし、現消防庁舎については、前章で述べたとおり、昭和56年の新耐震基準が施行される以前の建物であるため、地震災害による防災拠点施設としての役割を適切に果たせない恐れがあります。

(3) 消防力の現状

目標とされる消防施設及び人員は、「消防力の整備指針」(平成12年1月20日消防庁告示第1号)に示されておりますが、今日の厳しい地方財政の状況下では、その水準を十分に満たす体制の構築が困難であることは否めません。紋別地区消防組合における実情と地域特性、そして広域連携も考慮した中で計画的に消防力の充実強化を図ることが必要となります。

消防力の整備指針で示される当組合の基準消防力と現有消防力の比較、消防職団員の充足率については、下表のとおりとなります。

【消防力の整備指針による基準消防力と現有消防力の比較】
(令和元年度消防施設整備計画実態調査総括表)

署所数・消防車両数		算定数	整備数	不足数	備 考
署所数	組合計	5	5		
	紋別市	1	1		
	滝上町	1	1		
	興部町	1	1		
	西興部村	1	1		
	雄武町	1	1		
消防車両数	消防ポンプ自動車				
	組合計	6	6		
	紋別市	2	2		
	滝上町	1	1		
	興部町	1	1		
	西興部村	1	1		
	雄武町	1	1		
	はしご車				
	組合計	1	1		
	紋別市	1	1		
	滝上町	0	0		
	興部町	0	0		
	西興部村	0	0		
	雄武町	0	0		
	化学消防車				
	組合計	1	1		
	紋別市	1	1		
	滝上町	0	0		
	興部町	0	0		
	西興部村	0	0		
	雄武町	0	0		

消防車両数	救急自動車				
	組合計	7	10		
	紋別市	3	3		
	滝上町	1	2		非常用救急自動車含む
	興部町	1	2		非常用救急自動車含む
	西興部村	1	1		
	雄武町	1	2		非常用救急自動車含む
	救助工作車				
	組合計	1	1		
	紋別市	1	1		
	滝上町	0	0		
	興部町	0	0		
	西興部村	0	0		
	雄武町	0	0		
	指揮車				
	組合計	1	1		
	紋別市	1	1		
	滝上町	0	0		
	興部町	0	0		
	西興部村	0	0		
	雄武町	0	0		
	その他特殊車等				※器材車等
	組合計	0	12		
	紋別市	0	3		
	滝上町	0	2		
	興部町	0	2		
	西興部村	0	2		
雄武町	0	3			

消防水利		算定数	整備数	不足数	備 考
	組合計	880	399	481	
	紋別市	555	205	350	
	滝上町	63	35	28	
	興部町	102	56	46	
	西興部村	26	13	13	
	雄武町	134	90	44	

【紋別地区消防組合消防職員等定数条例に関する規則】

(令和4年4月1日現在)

小数点以下四捨五入

消防職員数	定数	現員数	率(%)	備 考
組合計	106	104	98	
紋別市	49	49	100	
滝上町	17	15	88	
興部町	14	14	100	
西興部村	9	9	100	
雄武町	17	17	100	

【紋別地区消防組合消防団の定員、任免、服務等に関する条例】

(令和4年4月1日現在)

小数点以下四捨五入

消防団員数	定数	現員数	率(%)	備 考
組合計	555	465	84	
紋別市	195	140	72	
滝上町	100	82	82	
興部町	105	99	94	
西興部村	45	37	82	
雄武町	110	107	97	

2 消防行政の課題

(1) 職員数と消防体制

当組合において今後整備すべき消防施設（拠点の位置、規模）や職員数については、将来人口や人口密集度、産業構造、消防団組織の状況などを勘案し決定しなければなりません。

職員数は前項に記載したとおり「消防力の整備指針」に基づき算出されますが、滝上支署では実員15名で、各種災害に対応しているところであります。

滝上町の人口は、昭和36年の14,214人をピークに年々減少しており、この減少傾向は、町外流出・死亡数が出生数を上回り人口減少と少子高齢化の同時進行等が要因となっております。

消防業務も時代とともに大きく変化する中、平成になると救急需要の増加が著しくなり、救急救命士を育成するとともに、高規格救急車を整備し、高度な救命処置の提供に努め、出動体制の強化を図ってまいりました。

また、令和2年度から令和3年度にかけて滝上支署の定数条例が改正され、職員定数が13名から17名となりましたが、不足人員2名となっております。数年にわたる多くの定年退職に伴い、新規採用職員が急速に増加することで、災害や救急の現場経験が不足している職員が増えたため、経験豊富なベテラン職員からの知識と技術の伝承を行い消防体制の質の向上を図ることが、喫緊の課題となっております。また、待機宿舎不足解消のため早急な建設も課題となっております。

(2) 火災・救急の発生件数の推移と消防体制

滝上における直近10年間の年間最多火災件数は、令和2年に4件を記録しております。

救急出動件数については、近年増加傾向にあり、令和3年は153件の出動件数となっております。

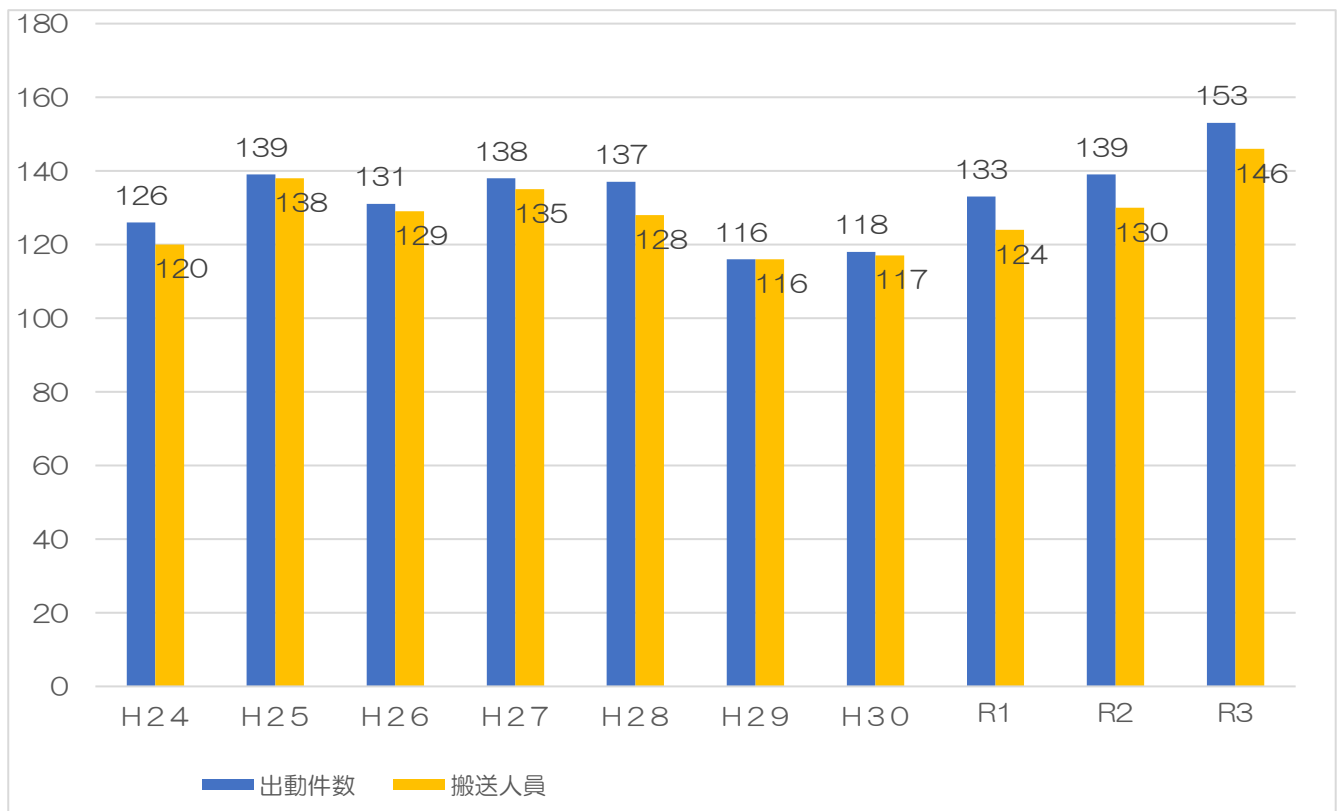
救急搬送人員の約7割は65歳以上の高齢者であり、人口減少の一途をたどっておりますが、少子高齢化による高齢者比率の上昇に伴い、これまで以上に救急需要は増加していくことが予測されます。

今後においても、人員と車両・資機材等の効果的運用を維持し、確実な消防救急活動により、災害被害の軽減、救命率の向上を図るとともに、施設や設備面においても充実を図ることが求められております。

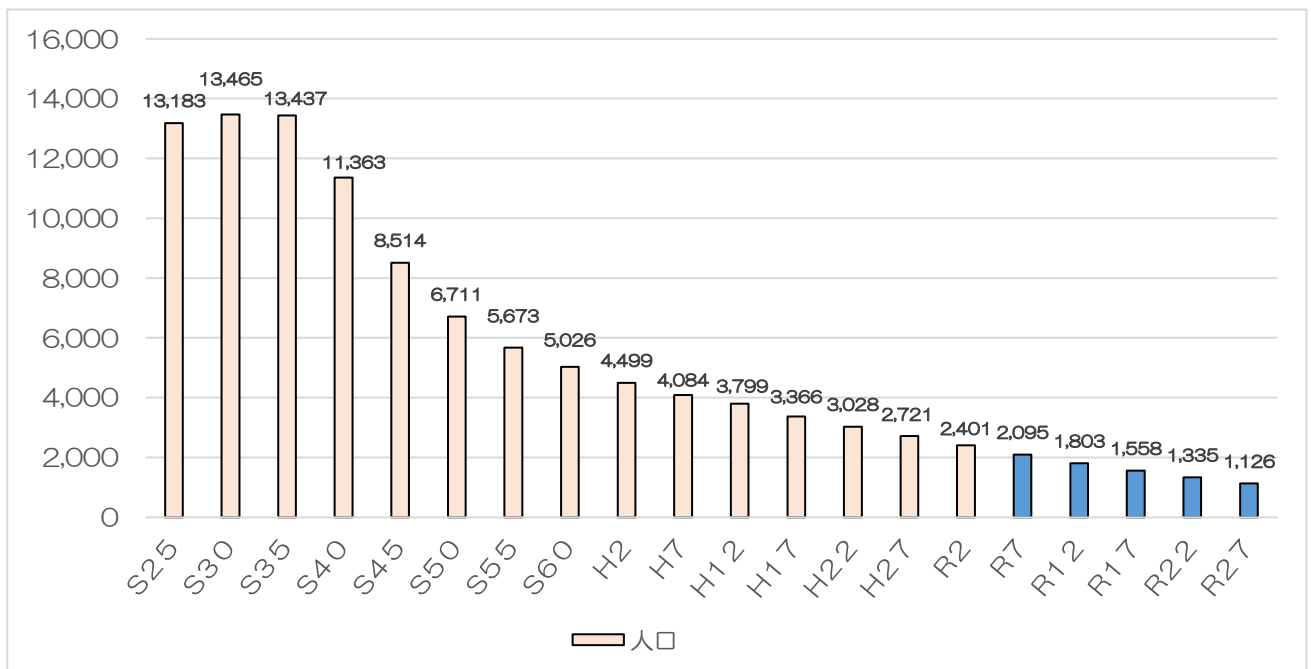
過去10年間の火災発生件数

区分 年	出火件数						焼損面積		死傷者		罹災 世帯数
	総件数	建物	林野	車両	船舶	その他	建物(m ²)	林野(a)	死者	傷者	
H24	1			1							
H25	3	3					361			1	4
H26	1	1					12				
H27	3	3					468				1
H28	1	1					25				
H29	1		1					35			
H30	3	2		1			17			3	2
R1	1		1					7			
R2	4	1	1	2			1	736			1
R3											
計	18	11	3	4	0	0	884	778	0	4	8

過去10年間の出動件数及び搬送人員推移



人口・世帯数の推移



資料：総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成30年推計）」

（3）消防団（非常備消防）への対応

滝上町では、地域社会の高齢化と過疎化の進展、就業形態の変化が大きく影響し、消防団員の確保が難しい状況が続いており、団員報酬や出動手当の改正による処遇改善、事業所への協力依頼、町ホームページへの掲載など入団促進を行っているところでありますが、増員には至っておらず、消防団員の確保に苦慮しております。

消防団は、地域防災の中核を担う重要な存在であり、火災の消火だけでなく、自然災害においては迅速な避難誘導や活動支援、さらには救出活動を行うなど、地域の安全・安心を確保するといった多岐にわたる活躍をしております。

そのため、消防庁舎建設にあたっては、消防団活動の拠点施設として位置づけ、招集・待機場所を確保するとともに、消防団員の教育及び訓練に活用する機能を充実し、地域防災の強化に向けて関係機関に情報発信をする場として施設整備する必要があります。

（4）女性活躍推進法等への対応

近年、消防の分野においても女性消防吏員を積極的に採用し、組織の活性化を図る取り組みが推進されておりますが、現消防庁舎には女性に配慮した環境はトイレのみ整備となっている状況です。また、全国的に女性消防団員が増加傾向にあり、滝上消防団にも9名が在団していることから、消防職・団員の女性専用区画を配置するなど利便性の向上を図り施設整備を行う必要があります。

3 庁舎整備の必要性

(1) 現消防庁舎の現状

① 耐震基準に対する防災活動拠点としての脆弱性

平成7年1月17日に発生した阪神淡路大震災を契機に建築基準法が改正され、不特定多数が利用する一定規模以上の特定建築物への耐震性が義務付けられているが、現消防庁舎は昭和56年6月以前の新耐震基準施行以前に建築されているため、令和3年度に耐震診断を実施した結果、耐震性に問題があることが判明しました。防災活動拠点としての機能を十分に発揮するためには、建替えを検討する時期に来ているのが現状であります。

② 車庫の狭隘、駐車場、訓練場スペースの不足

現消防庁舎の車庫は、建設当時の車両台数を基に設計されておりますが、現在は車両の大型化等に伴い狭隘であるため、車両間隔が狭いことでドアの開閉や乗降に支障をきたすなど、安全迅速な出動の妨げとなっております。また、車両側面に防火衣収納スペースがあることで防火衣着装にも支障をきたし、さらには、消防・救急・救助などの資機材の保管場所不足や救急業務における隊員及び資機材の消毒専用区画がなく、感染防止等の安全対策が万全ではないのが現状であります。

駐車場は、一般来庁者用が消防庁舎前にありますが、広さが確保されていない状況にあり、災害発生時の招集における消防職・団員の駐車場としては手狭な状況にあります。

各種訓練については、車庫前のスペースで行っておりますが、狭隘のためスペースが十分に確保されていないため、大規模災害等を想定した車両出動訓練には不向きな状況にあります。

③ 庁舎内設備の老朽化

現消防庁舎の居住環境については、全ての設備が老朽化し機能低下が著しい状況ですが、抜本的な設備改修には多額の費用を要するため部分的な修繕で対応しており、年々、維持管理に関する経費が増加傾向にあります。特に、庁舎暖房は設備の老朽化により建設当時の重油式循環温水ボイラーから一般的な灯油式ストーブに切り替え使用しており、各居室との温度差が著しく、暖房効率が悪い状況であります。

庁舎本体においても、サイレン塔からの雨漏り、経年劣化による窓枠・サッシの変形などによる気密性低下が見られるなど、劣悪な執務環境となっております。

(2) 消防庁舎建設検討の経緯

現在の消防庁舎は、昭和53年に敷地面積 1,071 m²、延床面積 622 m²で完成し、今年で築44年が経過し老朽化が顕著な状況であります。

この間、阪神淡路大震災を契機に、不特定多数が利用する一定規模以上の特定建築物は耐震化が義務付けられたことから、令和3年度において耐震診断を実施したところであります。

耐震補強工事は、耐震壁と鉄骨ブレース等を内部に設置し、脆弱部分を補強する工事となるため、事務室また車両を格納する面積が減少し、さらに狭隘化が進むことで、車両出動時の事故危険の増大や車両・資機材の点検整備が車庫内で実施できないなどの弊害が生じます。また、ホース乾燥塔及びサイレン塔は、耐震性を有していないことから解体撤去となり、再構築のスペースを確保できない状

況であります。

現在の消防庁舎は、滝上町の中心部に位置し、役場庁舎・町防災倉庫などにも近く、消防行政において利便性の高い立地条件が整っています。しかし、現在の敷地面積では、消防庁舎と訓練施設を建設し災害招集時の消防職・団員の駐車場を確保することは極めて困難であります。また、出動導線である町道滝ノ上市街2丁目通り線が9mと狭く、駆け付け消防職員及び団員の車両が消防車両と交差するなど出動の妨げとなっている状況です。

以上のことから、消防庁舎については、高い消防機能を備えた防災拠点施設を早期に移転・建設することが望ましいと判断しているところであります。

(3) 滝上消防団詰所の現状

滝上消防団の詰所は、滝上町内に2施設あり、いずれの施設においても30年以上を経過し、1施設については昭和56年6月以前に建設された建物であり、地震災害による防災拠点施設としての役割を適切に果たせない恐れがある状況です。

滝上消防団

施設名称	竣工年度	経過年数	建物構造	延床面積(m ²)	所在地
第2分団車庫	1980 (昭和55年)	41	木造 モルタル	236.52	栄町
第3分団車庫	1990 (平成2年)	31	木造 モルタル	201.70	濁川中央

第3章 解決策の検討

1 消防庁舎に求められる機能

消防庁舎の現状と課題を解決するにあたり、消防支署が担うべき機能を整理します。

(1) 防災拠点施設としての庁舎

地域住民の安全・安心を確保するためには、自然災害をはじめ、あらゆる災害に対して高度な耐震性能を備え、災害活動及び災害復旧・復興の中心的役割を果たす防災活動拠点としての機能を発揮できる消防庁舎を整備し、消防力の充実・強化を図ることが必要となります。

令和元年9月に発生した台風15号や19号、令和2年7月に発生した集中豪雨など、近年は、各地で大規模な自然災害が頻発しており、今後、滝上町自体が被災地となった場合を想定すると、庁舎整備により十分な敷地を確保することで、町民のための避難所開設や緊急消防援助隊の受入れとしての活用が可能となります。

(2) 職場環境に配慮した庁舎

老朽化した施設の整備、感染防止対策の充実など、良好な執務環境及び衛生的でプライバシーにも配慮した生活環境面の改善を図ることは、職員一人ひとりの勤務意欲の増進並びに業務効率の向上につながるところであり、庁舎内は業務効率を考慮した機能的なレイアウトとし、さらなる高度情報化へ対応可能な機器の整備にも配慮しなければなりません。

また、女性消防吏員の採用に十分対応できるよう、仮眠室や浴槽などの女性用施設を整備することも必要となります。

(3) 訓練施設の整備

日々、進化する消防車両や資機材の性能を十分に活用するには、その取扱いに精通するため、継続した訓練により確かな知識と技術の習得が必要となります。

そのため、大型車両を配置した火災防御訓練、検索救助訓練、ポンプ車操法訓練、総合訓練の実施など、日ごろから実践的かつ効果的な訓練を実施するために、十分な広さの訓練スペースを確保し、機能性の高い訓練施設を整備することが必要となります。

(4) 町民のニーズ

町民に対しては、防災講話や救急講習などの機会を積極的に提供することで、自助・共助力の向上や防災意識の高揚が図られ、地域防災力の強化につながります。

また、園児・小学生の施設見学、中学生の職場体験時には、訓練風景を間近に見ることで、有意義な見学・体験学習となり、消防活動に対しての広い理解を得ることが望まれます。

2 移転建替えの検討

防災拠点施設として、あらゆる災害に対応し、その機能を十分に発揮できる、庁舎が望まれます。

(1) 移転建替え

近年の災害対応においては、ドクターヘリとのさらなる連携強化を図る必要があり、そのためには敷地内にヘリポートを設置することで防災拠点施設としての機能を発揮することが想定され、さらには、広い敷地を確保することで、消防イベントを行うほか、組合内はもとより、防災関係機関との合同訓練を実施することが可能となります。

《過去20年間における北海道の災害》

- 平成15年 9月26日 十勝沖地震
- 平成16年 8月20日 台風15号
- 平成16年 9月 7日 台風18号
- 平成18年11月 7日 北海道佐呂間町竜巻災害
- 平成18年11月15日 千島列島沖地震
- 平成19年 1月13日 千島列島東方沖の地震
- 平成24年 4月 3日 台風並みに発達した低気圧による暴風被害
- 平成28年 8月20日 北海道常呂川・湧別川水害
- 平成30年 9月 6日 平成30年北海道胆振東部地震
- 令和 2年12月14日 冬型の気圧配置による大雪

《ドクターヘリランデブーポイント（滝上町内12箇所）》

- 滝西公民館 (滝上町 滝西)
 - 旧白鳥小学校 (滝上町 二区)
 - 札久留公民館 (滝上町 札久留)
 - 町民グラウンド (滝上町 元町)
 - 滝上小学校 (滝上町 滝美町)
 - 滝上中学校 (滝上町 幸町)
 - 濁川小学校 (滝上町 新町)
 - 旧滝下小学校 (滝上町 滝下)
 - スポーツセンター (滝上町 幸町)
 - 滝上町国保診療所 (滝上町 幸町)
 - 文化センター (滝上町 栄町)
 - 滝上除雪センター (滝上町 滝美町)
- (網走開発建設部)

第4章 庁舎整備方針

1 基本方針

消防庁舎は、災害による消防機能の喪失を防ぎ、かつ、消防活動の継続が図れる災害に強い消防施設を目指します。

(1) 防災拠点施設の整備方針

- ① 建設場所は、防災上の災害警戒区域外とし、現消防庁舎と同等以上の出動経路が確保され、さらには消防機能の持続が可能な場所とする。
- ② 消防・救急等の車両や資機材の集約、さらには災害活動に従事する消防職員の執務環境を整備することで出動動線が確保され、迅速な出動体制を実現する。
- ③ 消防団員の出動待機室や災害活動用資器材保管室などを整備し、大規模災害時に24時間持続可能な消防団活動拠点施設として充実強化を図る。
- ④ 平常時において、自主防災組織や地域住民などの教育及び訓練の場として活用し、消防防災関係機関との連携強化や防災意識の啓発に努める。

(2) 総合訓練施設の整備

- ① 実践的な消火訓練や救助訓練が実施できる施設とする。
- ② 住民の防災教育や初期消火訓練、救急講習が実施できる施設とする。
- ③ 各種防火団体等の育成や消防防災に関する講話等が実施できる施設とする。

(3) 住民に開かれ、人と環境に優しい消防庁舎の整備

- ① 防災等展示コーナーを設けるなど、住民に開かれた親しみやすい施設とする。
- ② ユニバーサルデザインを取り入れた人に優しい施設とする。
- ③ 省電力、冷暖房効率など環境負荷の低減に配慮する。
- ④ 窓口サービスや事務の効率化等、一般行政機関としての機能を充実する。

2 基本的機能

消防庁舎は各種災害対応における中枢機関として、いかなる場合でも防災活動拠点機能を有し、安全で耐久性に優れ、地域住民の安心・安全のシンボルになる施設を目指します。

(1) 土地利用

- ① 緊急車両の道路への出入口は、迅速に出動できる動線を確保する。
- ② 緊急車両の安全な出動を確保する。
- ③ 訓練時の水の飛散や煙、音など周辺環境への配慮を行う。

(2) 建築計画

- ① 平面・動線計画
 - ・各部門、諸室の特性を把握し、機能性を重視した平面計画とする。
 - ・緊急時の出動動線や消防活動後の衛生面（汚れの持込みなど）に配慮した区画や動線計画とする。
 - ・階段及び廊下は明快で利用しやすい位置構成とする。
 - ・執務スペース（事務室、書庫）と待機スペース（食堂、仮眠室、浴室）は完全分離とし、動きやすい動線とする。
 - ・来庁者の玄関と職員出入口、また、来庁者の動線と職員の動線を区別する。
 - ・庁舎全体をバリアフリー構造とする。

② 断面計画

- 各部門、諸室の特性を把握し、適切な階高設定・階層構成とする。

③ 構造計画

- 構造体の耐震に関する性能については、消防庁舎の災害時における救援機能の保持が必要なため、「官庁施設の総合耐震計画基準」（以下、「耐震計画基準」という。）により、以下のとおりとする。

構造体耐震安全性能の分類：Ⅰ類
 建築非構造部材の耐震安全機能の分類：A類
 建築設備の耐震安全性の分類：甲類

- 各種機器の荷重を考慮した構造計画とする。また、訓練塔においては、放水による水の重量・機材の衝突等による耐震撃性を考慮する。

(3) 各諸室の計画

① 一般事項

- 出動動線となる諸室にドアを設ける場合は、外開きまたはスライド形式とし、開閉時に内外部が確認できるよう計画する。
- 出動隊諸室においては、迅速な行動がとれるよう配慮し、出動時の来庁者との接触衝突事故防止に配慮する。
- 出動隊諸室及び指令端末装置の配置は、迅速な出動が可能となる動線に配慮する。
- 机のレイアウトは、来庁者になるべく背を向けないように配慮する。
- 直射日光等による執務への影響に配慮した計画とする。
- 各机への電源、LAN、電話設備対応を行う。
- 廊下、階段等は、出動時の職員の動線に配慮した効率的かつ、余裕のある計画とする。

② 各諸室の構成

区 分	諸 室
庁舎内	玄関ホール、職員用出入口、団員用出入口、車庫、屋内訓練スペース、屋内ホース乾燥スペース、救急消毒室、救急備品庫、待機室、救急訓練室、消防隊防火衣準備室、消防資機材格納庫、乾燥室（ホース含む）、油庫、ボンベ充填室、作業・工具室、仮眠室（女性職員用含む）、洗面室、脱衣室、シャワー室、ロッカー室、事務室、食堂、厨房、通信指令室（仮眠スペース含む）、消防団員待機詰所（本部、1分団、2分団、女性）、団長室兼応接室、会議室、講習室・研修室（町民の避難所を兼ねる）、トレーニング室、リネン室、洗濯室、団員被服室、無線機室、備品室、書庫、倉庫
その他	電気室、非常用発電設備（燃料タンク）、機械室、階段室、廊下共用スペース、男女トイレ（各階）、多用途トイレ、車庫トイレ、ボイラー室、
附属建物等	訓練塔、訓練スペース（車両転回スペース含む）、来客駐車場、職員駐車場、団員駐車場、駐輪場、防火水槽、消火栓、地下タンク貯蔵所、屋外出動表示灯、照明灯、懸垂幕装置、掲揚ポール、ゴミ置き場、ハリポート、外構

車庫配置予定車両

車号	長さ×幅×高さ (m)	総重量 (kg)	備考
1号タンク車	949×249×345	21,630	災害対応車両
2号ポンプ車	601×189×300	6,000	災害対応車両
3号タンク	680×223×261	9,175	災害対応車両
4号ポンプ車	575×189×272	5,520	災害対応車両
救急1	567×190×273	3,245	高規格救急車
救急2	562×189×256	3,195	高規格救急車
指令車	479×180×194	2,240	その他の車両
指揮車	507×194×235	2,980	その他の車両

③ 職員及び団員数算定条件（令和4年4月1日現在）

- ・職員数：定数17名 現員15名 ※女性職員の配置も考慮する。
（定数は変更の可能性はある）
- ・団員数：定数100名 現員87名 ※女性消防団員も考慮する。
（定数は変更の可能性はある）

（4）消防訓練施設の計画

消防訓練施設は庁舎と一体となる訓練補助塔（ホース乾燥塔兼ねる）及び訓練塔1棟並びにこれらを配置する訓練スペースを設けるものとします。消防訓練施設は、消防隊員として必要な警防技術を練磨するため、より実践的な火災防御訓練、検索救助訓練が実施可能な施設とします。

- ・訓練塔兼ホース乾燥塔は地上3階建てとする。
- ・訓練塔には必要に応じた多種多様な形状・寸法の開口部、ベランダ等を設ける。また、屋上または開口部には訓練を安全に実施するため必要に応じ、転落防止柵、シャッター等を設ける。
- ・各所に訓練上必要なロープを結索するアンカー及び係留パイプ等を設ける。なお、使用する金属等は原則ステンレスとする。
- ・訓練に必要なコンセントを設ける。
- ・ロープが接触する鋭角的な部分は、ステンレス管で保護する。
- ・訓練塔内で使用した水等は排水溝から適切に処理できるものとする。
- ・訓練スペースの敷地はコンクリート舗装またはアスファルト舗装とし、必要に応じ地上に突き出さないアンカーを設置する。
- ・夜間訓練に必要な防水型LED照明設備を設ける。
- ・放水訓練用の防火水槽や消火栓を設置する。

3 施設規模

消防支署・消防団待機詰所として機能するためには、執務スペースと職員の生活スペースを含め、当直職員の心身のストレスに配慮して仮眠待機する部屋を個室化するとともに、女性消防吏員の採用にも臨機応変に対応可能な区画構造とするなど将来を見据えた庁舎とし、消防車両等の車庫、各種消防資機材を収納する格納庫、隊員が訓練をする訓練施設を整備する必要があります。

庁舎は、地震その他の災害に強く、迅速な災害出動ができる設計とし、2階建て一部3階建（訓練塔兼ホース乾燥塔）の低層を想定します。事務室や研修室、通信指令室等と職員の生活スペースを考えた場合、現状より広い面積が必要となります。

消防庁舎車庫は、消防車と救急車が収納でき、各車を点検整備するために十分な面積と高さが必要となる外、救急消毒室及び救急備品庫、救急出動準備室を整備することで二次感染防止を図ります。

また、車庫内に隣接した出動準備室（職員・団員）、消防資機材格納庫を設けて、災害時の活動の迅速化を図ります。

訓練塔は、各種救助訓練と高所消防活動の訓練ができる中層建築であり、各種の訓練施設を設けます。また、ロープブリッジ渡過訓練を行うため庁舎にも訓練補助塔を併設します。

以上の建築物を総合すると、延べ床面積で約1,500㎡程度の面積となり、敷地面積は建物・駐車場・訓練場を含めると最低約4,500㎡が必要になると考えられます。

4 候補地選定

建設場所については、既存の町有地を有効活用することを念頭に、防災拠点としての位置づけを踏まえ、洪水・土砂災害ハザードマップによる浸水及び警戒地域を避け、さらには、動線・費用対効果等を考慮し選定します（令和4年度）。

5 事業費及び財源

事業費については、今後、基本計画の策定を通して庁舎の機能を具体化し、詳細に規模の算定を行っていくこととし、それを基に具体的な積算を行うものとします。これまで述べたとおり、環境に配慮した経済性の高い庁舎を目指し、無駄を省いて建設費用の抑制に努めることを基本とします。

また、財源については、緊急防災・減災事業債、過疎対策事業債、一般事業債等の活用を検討するなど負担軽減を図ります。緊急防災・減災事業債については、令和2年度から令和7年度まで延長されています。

6 整備スケジュール

令和7年度の完成を目指し、令和5年度に基本計画策定、実施設計を終了させ、消防庁舎建設工事（外構を含む）は令和6年度から2年間を予定しております。

待機宿舍新築建設工事は、新消防庁舎開署までに完成を目指します。

紋別地区消防組合消防署 滝上支署
庁舎建設基本構想

作成：紋別地区消防組合消防署 滝上支署

TEL 0158-29-2049